

家庭で不要になった家電4品目とパソコンは、法律でリサイクルすることが義務付けられています。

家電4品目の処分方法



■家電4品目

■処分の方法
方法1

廃棄するためには、その製品を購入した小売店か、同じ種類の製品を購入予定の小売店に連絡してください。

小売店には古い製品を引き取る義務があります。

- ①収集・運搬するための料金
- ②リサイクルするための料金が必要です。

方法2

小売店へ連絡できない、または引き取り義務のない対象機器に限っては、個人で環境美化センターに搬入するか町に回収を依頼してください。

- ①収集・運搬するための料金(町回収：粗大ごみシール)
- ②リサイクルするための料金(家電リサイクル券)が必要です。

町に回収を依頼する場合は、粗大ごみの収集日に回収(要予約)します。

パソコンの処分方法

■リサイクルの流れ



①パソコンのメーカーに直接お申し込みください。

メーカーの連絡先など詳しくは、最寄りの郵便局、「パソコン3R推進協会」(☎03-5282-7820、パソコン3R推進協会ホームページ)にお尋ねください。

- ・平成15年9月以前に販売されたパソコンの場合
メーカーからリサイクル料金の振込用紙が送付されます。費用を支払うと「エコゆうパック伝票」が送付されます。メーカー指定の方法により支払ってください。
- ・平成15年10月以降に販売されたパソコンの場合

「パソコンリサイクル券(PCマーク)」が添付されていますので、費用の負担は必要ありませんが、回収の申し込みは必要です。

- ②「エコゆうパック伝票」が郵送されます。
- ③パソコンを簡易梱包し、伝票を貼付します。
- ④最寄りの郵便局に持ち込むか、郵便局に戸口集荷を依頼します。
- ⑤集めた廃棄パソコンは再資源化センターに配送されます。
- ⑥再資源化されます。

※詳しくは、ごみ収集カレンダーまたは町ホームページをご覧ください。

3月4日(月)(予定)から、大字原水の一部を「沖野一丁目～四丁目」に変更します。また、町名変更により沖野の郵便番号が869-1115となります。対象世帯の人は、住所変更の各種手続きをお願いします。

町では、平成19年度から「住居表示事業」に取り組んでいます。住居表示とは、今まで大字と地番で住所を表していたものを、大字に変わる「新しい町名」と、道路などで区切られた「街区符号」および建物に振り付けた「住居番号」によって住所を表すものです。

今回は、「沖野区」の住居表示に取り組んでおり、地元区長と住民代表者で構成した、町界・町名の案を議論する「町界町名検討委員会」で町へ提案する案を決定しました。

町はその案を平成24年10月31日開催の「住居表示審議会」に諮問し、大字原水の一部を「沖野一丁目、沖野二丁目、沖野三丁目、沖野四丁目」に変更する案が町へ答申されました。それを受け、町では住居表示に関する法律による30日

間の公示期間を経て、12月議会に「町界・町名」の議案を提出し、原案のとおり可決されました。

■実施区域内の対象世帯の皆さんへ

3月4日(月)(予定)から下図のとおり町名が変更されることとなります。

新しい住所については、2月上旬に対象世帯と法人へ通知(はがき)をお送りします。

この区域にお住まいの人は、住所変更の各種手続きをしていただくこととなります。後日、町から手続きなどを記載したパンフレットをお配りしますので、詳しくはパンフレットをご覧ください。

